

【参考資料②】 成長分野の対象範囲について

1 環境・新エネルギー関連分野

項 目	対 象
(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条に規定するエネルギー利用に関する施設	<ul style="list-style-type: none">・ バイオマス燃料製造、熱利用、発電・ 太陽光発電、熱利用 ・ 風力発電 ・ 温度差熱利用・ 雪氷熱利用 ・ 地熱発電 ・ 未利用水力を利用する水力発電 ※上記の発電装置に係る製品又はその機関部を構成する製品を製造する施設
(2) 革新的エネルギー高度利用技術に関する施設	<ul style="list-style-type: none">・ 天然ガスコージェネレーション ・ 燃料電池、蓄電池・ クリーンエネルギー自動車 ・ <u>水素、アンモニア</u> 等 ※上記に係る製品又はその機関部を構成する製品を製造する施設
(3) 環境リサイクル関連施設	再生資源を原材料として利用し、製品又は燃料を製造するための施設

2 情報通信関連分野

日本標準産業分類による情報通信業に含まれる施設

3 先端素材関連分野※

機能性素材等の新素材・新材料の製造又は研究開発をするための施設

4 半導体関連分野※

半導体又はその機関部を構成する製品の製造若しくは研究開発をするための施設

※：先端素材関連分野及び半導体関連分野の対象

機能性素材市場動向調査(平成28年3月経済産業省公表)の定義に基づく機能性化学品を目安とする。

5 医療関連分野

項目	対象
① 日本標準産業分類による製造業のうち、小分類で掲げる以下の業種に係る製品を製造又は研究開発するための施設	○医薬品製造業 ○医療用機械器具・医療用品製造業 ○電子応用装置製造業(うち、X線装置製造業、医療用電子応用装置製造業を対象) ○電気計測器製造業(うち、医療用計測器製造業を対象)
② 日本産業標準分類による学術研究、専門・技術サービス業のうち、細分類で掲げる医学・薬学研究所	医学・薬学に関する研究所、試験所をいい、診断、治療上の必要からあるいは食品衛生、予防衛生、栄養生理、医薬品などに関し、依頼に応じて試験、検査、検定など行うことを業務の一環としている施設。